

## 償還払いの手続きについて

### 1. 償還払いとは？

利用者が、サービス利用にかかる費用の全額（10割分）を事業者に支払い、償還払いの申請をすることで、市町村から保険給付分（7割、8割または9割）を受け取る仕組みです。

なお、保険給付は、申請を受けてから国民健康保険団体連合会に審査を依頼するため、申請月から2、3か月後に支給を受けることとなります。

### 2. どのような場合に手続きが必要？

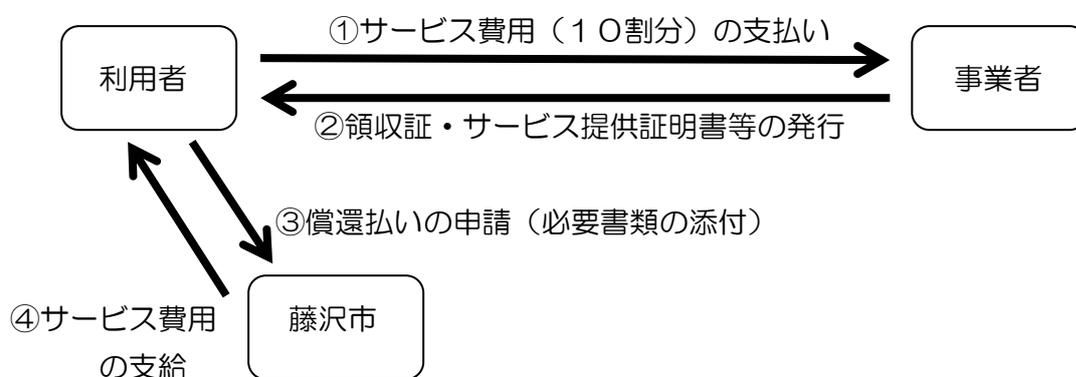
- (1) 「居宅サービス等計画作成依頼届出書または介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」を提出せずにサービスを利用した場合
- (2) プランなしでサービスを利用した場合
- (3) 保険料未納により、サービス利用時の償還払い化が義務づけられている場合（被保険者証に「支払方法変更」の記載があります）

### 3. 申請に必要な書類は？

#### <サービス費>

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書（償還払い用）または藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費支給申請書
    - ・サービス提供月ごとに提出します。
    - ・同月内に複数の認定等の区分（要介護、要支援、事業対象）に該当し、それぞれサービスを利用した場合には、それぞれの区分のサービスごとに提出します。（ex.平成28年9月15日に要支援2→要介護1になり、訪問介護を使っていた場合、9月介護予防サービス分と9月居宅介護サービス分の計2枚の申請書が必要です）
  - (2) 領収証（原本）
    - ・サービス利用にかかった費用の10割分の領収証が必要です。
  - (3) サービス提供証明書
    - ・サービス事業者が、サービス内容を証明するために発行する書類です。
    - ・サービス提供月ごとに作成します。
- ※サービス事業者ごとに証明書を添付する必要があります。

## 【償還払いの流れ】



### お問い合わせ

藤沢市 介護保険課 総務・給付担当  
TEL 0466-25-1111 内線 3141  
FAX 0466-50-8443

## サービス提供証明書を交付する事業者の方へ

### ●サービス提供証明書について

サービスを提供し、利用者からサービス費用全額（10割分）を領収した際に、サービス内容を証明する書類として、事業者が利用者に対して交付するものです。

サービス利用月ごとのサービス内容を証明する書類となりますので、発行した事業者の事業者印が必要となります。

記載事項は、介護給付費明細書と同様で、サービス提供月・事業者ごとに作成します。

サービス内容によって様式が決まっていますので、必ず確認をしてください。

（様式番号は、介護給付費明細書と同じものです。）

- 様式第2 居宅サービス・地域密着型サービス
- 様式第2-2 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス
- 様式第2-3 訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス費
- 様式第3 短期入所生活介護
- 様式第3-2 介護予防短期入所生活介護
- 様式第4 介護老人保健施設における短期入所療養介護
- 様式第4-2 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護
- 様式第5 病院・診療所における短期入所療養介護

- 様式第5-2 病院・診療所における介護予防短期入所療養介護
- 様式第6 認知症対応型共同生活介護
- 様式第6-2 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 様式第6-3 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護
- 様式第6-4 介護予防特定施設入居者生活介護
- 様式第6-5 認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 様式第6-6 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 様式第7 居宅介護支援
- 様式第7-2 介護予防支援
- 様式第8 介護福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 様式第9 介護保険施設サービス
- 様式第10 介護療養施設サービス

【参考】 ※他のサービスも同様の取扱いとなります。

- 指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  
（平成11年厚生省令第38号）（保健給付の請求のための証明書の交付）第11条
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  
（平成11年厚生省令第37号）（保険給付のための証明書の交付）第21条